

不動産について、

- 名義や権利関係はどうなっているのか？
- 測量をしてお隣さんと境界を確認してあるのか？

をいまのうちに確認しておくようにしましょう。

不動産の名義が先代のままになっていて名義変更（相続手続き）をしていないケース。そのままでは家を建て替えたり、ローンを借りるための担保にしたり、売却をしたりなどができません。相続人のうちの誰かが亡くなると、さらに相続人が増えて、ますます手続きが大変になってしまいます。

また、昔の抵当権が残ったままになっていると、手続きに予想以上の時間がかかってしまったり、手続き自体ができなくなってしまうこともあります。

測量がされていない土地は売却することが難しいです。もし、お隣さんが空き家になってしまって「ハンコ」をもらうことができなくなってしまうと、土地の売却ができなくなってしまうます。代替わりして親同士の決めごとがわからなくなってしまうたり、境界線がどこだかわからなくなることも多いです。ブロック塀を、どちらが作ったものなのか？どちらの敷地に作られているのか？でトラブルになるケースもあります。

将来、介護が必要になって家をリフォームをしたり建て替えをするとき、医療費や老人ホームの入所費用、相続税の支払いなど、お金が必要になって売却することになったときなど、いざというときに手続きがスムーズにできないと周りの家族が困ってしまいます。将来に備え、これらのことを確認しておくようにしましょう。自分で確認することが難しければ当方にてお調べすることができますので、遠慮なくご相談ください。

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

財産の多い少ないにかかわらず相続トラブルが起きています。
 将来の相続に備え、元気なうちに準備しておくことが大切です。
 本セミナーでは相続の基本的なことについてわかりやすく説明します。
 みなさんと一緒に学びましょう。

参加費無料 9：45～11：45

藤沢商工会議所ミナパーク

相続の基礎知識と相続対策
 相続トラブルの事例と遺言書
 老後の自宅売却・財産管理と新しい相続

10月21日（土）

11月18日（土）

12月 9日（土）

*日程が変更になることがありますので
 必ず電話でご確認ください。

*5分前までにご来場ください

お申し込み TEL：0465-39-1900
 （行政書士長尾影正事務所まで）

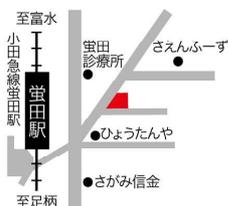
参加特典 エンディングノート差し上げます。



相続トラブルにならないよう、家族で話し合いをしておくことが大切です。
 ぜひご家族一緒にセミナーにご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
 行政書士
 家族信託専門士
 宅地建物取引士
 2級ファイナンシャルプランニング技能士
 公認不動産コンサルティングマスター
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
 一般社団法人 家族信託普及協会 会員
 一般社団法人 終活カウンセラー協会 会員



行政書士長尾影正事務所
 小田原市蓮正寺370番地の68
 TEL: 0465-39-1900
 mail: nagao@yuigon-souzoku.info
 http://www.yuigon-souzoku.info